

第 9 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成26年2月21日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成26年2月21日（金曜日）

午前10時0分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第5号 平成25年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成25年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）のうち

議案第7号 平成25年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成25年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第22号 平成25年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 専決処分の報告について

出席委員（7人）

委員長 内野 幸喜

副委員長 杉 浦 康 治

委員 堤 泰 宏

委員 城 下 広 作

委員 佐 藤 雅 司

委員 池 田 和 貴

委員 松 岡 徹

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 船 原 幸 信

政策審議監 佐 藤 伸 之

河川港湾局長兼

土木技術審議監 渡 邊 茂

道路都市局長 猿 渡 慶 一

建築住宅局長 生 田 博 隆

監理課長 成 富 守

用地対策課長 立 川 優

土木技術管理課長 西 田 浩

道路整備課長 手 島 健 司

首席審議員兼

道路保全課長 増 田 厚

都市計画課長 平 尾 昭 人

下水環境課長 軸 丸 英 顕

河川課長 持 田 浩

港湾課長 松 永 信 弘

砂防課長 古 澤 章 吾

建築課長 坂 口 秀 二

営繕課長 田 邊 肇

住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成

政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時0分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまより第9回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に10名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思いません。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向について御説明申し上げます。

まず、瀬戸石ダムの水利権の更新に関し、国土交通省から許可したいので知事の意見を求めますとの照会がありました件について御報告いたします。

去る2月12日に、環境、水産及び農業振興、治水対策、地域とのコミュニケーションという4点について、瀬戸石ダムとしてできる限り対応するよう附帯意見を付した上で、支障なしと回答いたしました。

瀬戸石ダムが、環境や地域と共生し、今後も再生可能エネルギーの確保や地域雇用、経済などに貢献していただくことを期待しています。

次に、平成24年度の国の緊急経済対策予算の執行についてでございますが、土木部が事業主体となる約300億円のうち、1月末現在の契約額は約290億円で、率にして約96%になっております。

このように緊急経済対策事業、さらには災

害関係事業などに、発注者及び受注者双方が鋭意取り組んでいるところでございますが、本県においては公共事業費が急激に増加し、現場では資機材、労務者が不足・高騰し、現在設定している工期内で完了することが厳しい状況にあります。

このため、3月末に工事が完了しない箇所については事故繰越制度を活用し、工期延長を行うよう財務局と個別協議を進めています。

また、平成26年2月1日から労働市場の実勢価格を適正・迅速に反映させるため、公共工事設計労務単価を前倒しいたしまして、7.1%の引き上げを行ったところでございます。

あわせて、施工中の工事につきましても、一定の要件を満たすものはインフレスライド制度を適用し、この労務単価引き上げを反映させることといたしました。

今後も現場の状況を適切に把握し、できる限り円滑かつ適正に工事が進むようしっかり取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案7件、条例等関係議案6件、報告関係1件でございます。

初めに、平成25年度2月補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、社会資本整備総合交付金事業等の内示減及び国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正などで、一般会計、特別会計を合わせまして合計で145億6,421万2,000円の減額を計上しております。

また、国の経済対策に係る補正予算につきましては、別冊で提案しており、一般会計、特別会計を合わせまして合計で93億3,108万9,000円の増額を計上しております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、国の経済対策に係る補正額を含め84億5,483万5,000円の追加設定をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について6件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について1件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いします。

今回は、建設常任委員会説明資料と国の経済対策に係る別冊、経済対策分の2冊を用意しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料により御説明させていただきます。

建設常任委員会説明資料の1ページ、平成25年度2月補正予算資料をお願いいたします。このページは、土木部全体の予算額の状態を記載しておりますが、今回の補正予算は社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示減、国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正等でございます。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額でございますが、一般会計の普通建設事業としましては、補助事業で117億495万8,000円の減額、県単事業で1億6,471万円の増額、直轄事業で13億7,115万2,000円の

減額を計上しております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業で8億494万6,000円の減額、県単事業で893万7,000円の減額、直轄事業で3億1,963万6,000円の増額を計上しております。

投資的経費計としましては、134億564万7,000円の減額となります。

また、消費的経費につきましては、1億1,209万5,000円の増額を計上しており、一般会計計としましては132億9,355万2,000円の減額となります。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で12億147万9,000円の減額、消費的経費で6,918万1,000円の減額を計上しており、合計で12億7,066万円の減額となります。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、145億6,421万2,000円の減額となります。

次に、2ページをお願いします。

平成25年度2月補正予算総括表でございます。1が一般会計、2から5が特別会計の予算総括表でございます。

課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

一番下の土木部合計の欄をごらんください。

国支出金が65億314万6,000円の減額、地方債が127億4,977万円の減額。その他が43億2,208万6,000円の増額、一般財源が3億6,661万8,000円の増額でございます。これは、それぞれの事業ごとの国支出金や地方債などの財源が確定したこと等に伴うものでございます。

以上が、土木部全体の予算額の状態でございます。

次に、別冊の建設常任委員会説明資料、経済対策分の1ページ、平成25年度2月補正予算資料、別冊経済対策分をお願いいたします。

このページは、土木部全体の予算額の状態

を記載しておりますが、今回の別冊補正予算は国の経済対策に伴う補正でございます。

1 段目、補正前予算額は、12月補正予算後の予算額を計上しております。

2 段目、補正額は、先ほど説明いたしました平成25年度2月補正予算資料の予算額を計上しております。

3 段目、別冊補正額が、今回経済対策に係る補正予算額を計上しております。

一般会計の普通建設事業としましては、補助事業で80億7,343万5,000円、直轄事業で12億1,025万4,000円の増額を計上しております。

投資的経費計としましては、92億8,368万9,000円の増額となります。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で4,740万円の増額を計上しており、その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、93億3,108万9,000円の増額となります。

次に、2ページをお願いします。

平成25年度2月補正予算総括表でございます。1が一般会計、2から5が特別会計の予算総括表でございます。

課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

一番下の土木部合計の欄をごらんください。

国支出金が42億5,056万7,000円、地方債が46億9,900万円、その他が2億1,657万円、一般財源が1億6,495万2,000円の増額でございます。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

また、建設常任委員会説明資料にお戻りください。

3ページをお願いします。

このページ以降は、各課の補正予算の詳細を記載しております。

監理課の補正予算につきましては、主なも

のについて御説明させていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございます。職員の給与につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、4ページ以降全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算の段階では前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間賞与額を計上し予算計上しているため、今回の補正では平成25年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減等を計上しております。

監理課関係分としましては、908万円を増額しております。

記載しておりませんが、土木部全体では271万7,000円の減額となり、補正後の額は62億1,287万2,000円となります。

次に、3段目の管理事務費でございますが、3,805万7,000円を減額しております。

内訳としましては、熊本市、天草市、合志町から県へ研修に来ている市町村職員の人件費負担分として、1,418万8,000円を増額するとともに、東日本大震災に遭いました宮城県等に職員派遣に要する経費として、今年度は派遣人員を熊本広域大水害が発生しましたので3名減としたことに伴い5,224万5,000円を減額しております。

次に、4段目の幹線道路整備基金積立金でございますが、本年度発生します基金運用利息32万2,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、6段目の管理運営費についてですが、熊本土木事務所庁舎の耐震改修工事に要する経費の執行残額501万8,000円を減額しております。

以上、今回の監理課の一般会計補正額は3,367万3,000円の減額となっております。よろしくをお願いします。

○立川用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

ここは職員給与費でございますので、割愛させていただきます。

6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

河川改良費につきまして、10億1,777万円を国庫補助事業採択に伴い減額しております。これは、白川の熊本市工区における用地取得費として計上していたものですが、一般会計におきまして河川激甚災害対策特別緊急事業費が確保できましたので、全額を減額するものでございます。

用地対策課は、以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

次の資料の7ページをお願いいたします。

上から3段目の土木業務推進費でございますが、これは今月7日に視察いただきました熊本県建設技術センターへの研修計画策定費などを計上しております。

その財源として、同センターの土地及び建物が県有財産であることから、同センターからの貸付料収入を充当しております。貸付料の見直しに伴う財源更正を行うものでございます。

土木技術管理課は、以上です。

○手島道路整備課長 道路整備でございます。

9ページをお願いいたします。

まず、道路橋梁総務費ですが、主なものとして、上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、4億6,178万3,000円の増額です。これは、国の事業費確定に伴う県負担金の増となるものです。

次に、7段目の損害弁償返納金でございますが、損害弁償金として設計額を納付させて

おりましたが、精算に伴う返納額として170万3,000円を計上しております。

次に、道路新設改良費ですが、主なものとして、最下段の道路改築費でございますが、国庫内示減により事業費2億1,400万円の減でございます。

10ページをお願いします。

2段目の地域道路改築費でございますが、国庫内示減により31億8,862万3,000円の減でございます。

3段目の単県幹線道路特別事業費でございますが、事業費確定に伴う減として事業費4,193万5,000円の減でございます。

4段目の道路施設保全改築費（橋梁補修分）でございますが、事業費確定に伴う減として1,005万6,000円の減でございます。

このほか橋梁維持費も含めまして、内容財源更正によるものと合わせまして、最下段でございますが、道路整備課の補正予算額は29億2,297万9,000円の減額となり、この結果、補正後の額は186億9,174万5,000円となります。

続きまして、別冊資料の3ページをお願いいたします。

国の経済対策による補正予算に伴うものを計上しております。

まず、上から2段目の国直轄事業負担金でございますが、4億9,600万円の増額でございます。これは、国の経済対策による補正予算に伴う国の事業費の増に伴います県負担金の増でございます。

内訳としましては、南九州西回り自動車道、これは国道3号なんですけれども、それと国道57号立野拡幅、瀬田拡幅及び交通安全施設整備に要する費用として計上しております。

次に、4段目の道路改築費でございますが、事業費4億6,464万円の増でございます。国道265号大矢野バイパスの新天門橋の工事促進等に要する経費でございます。

5段目の地域道路改築費でございますが、事業費4億8,100万円の増でございます。内訳としましては、国道325号鹿本拡幅ほか8カ所でございます。

6段目の道路施設保全改築費（橋りょう補修分）でございますが、事業費2億7,470万円の増でございます。内訳としましては、国道387号泗水橋ほか36カ所でございます。

最下段でございますが、道路整備課の補正予算額は17億1,634万円の増額となり、この結果、補正後の額は204億808万5,000円となります。

道路整備課は、以上でございます。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料のほうに戻っていただきまして、11ページをお願いします。

上から3段目の道路管理費ですが、市町村から派遣されている職員の人件費負担金の増に伴い、24万9,000円の増額補正をお願いしています。

また、4段目の指導監督事務費につきましては、国庫内示減に伴い20万円の減額補正をするものです。

次に、最下段の単県道路修繕費でございますが、宮崎、大分両県から受託している県境トンネルの維持修繕工事の増額に伴いまして、工事負担金を867万4,000円増額補正するものです。

次に、12ページをお願いします。

下から2段目の道路施設保全改築費でございますが、国庫内示減により1億1,763万円の減額補正をお願いするものです。

この結果、最下段に示すとおり道路保全課関係の2月補正の通常分の総額は2,478万3,000円の減額となります。補正後の予算総額は、141億4,280万9,000円となります。

次に、2月補正経済対策分について説明します。説明資料別冊の4ページをお願いいた

します。

2段目の道路施設保全改築費でございますが、国の経済対策に伴い道路災害防除事業や舗装補修事業などの道路施設の補修を実施する費用として、県道圏外用線ほか35カ所に14億7,100万円を計上しています。この結果、最下段に示すとおり、道路保全課関係の経済対策分の補正の総額は14億7,100万円の増額となり、補正後の予算総額は156億1,380万9,000円となります。

道路保全課の説明は、以上でございます。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。

説明資料のほうをお願いいたします。13ページです。

補正予算につきまして、主なものを御説明いたします。

上から6段目の都市計画総務費でございますが、51億7,807万円の減額としております。

その主な内訳としましては、次の14ページをお願いいたします。

1段目の公園維持費でございますが、これは、テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地管理運営業務と水俣広域公園及び水俣港緑地管理運営業務の管理につきましては、指定管理者に委託しておりますが、平成26年4月からの消費税増税に伴い、平成26年から平成28年に至る3カ年の消費増税分の債務負担行為の設定をお願いしております。

次の2段目の都市計画推進事務費でございますが、市町村派遣職員人件費の負担金1,204万5,000円を計上しております。

次の3段目の都市交通調査費でございますが、国庫内示減に伴います3,750万円の減額でございます。

上から5段目の市町村負担金返納金でございますが、事業費確定に伴い市町村負担金を返納するもので、383万円を計上してござい

す。

最下段、都市計画調査費でございますが、事業費確定に伴いまして1,820万円の減額でございます。

15ページをお願いいたします。

一番上の段の連続立体交差事業費でございますが、国庫内示減に伴いまして、51億4,300万円の減額でございます。

上から3段目の熊本駅周辺地域鉄道高架基金積立金でございますが、基金への積立金の確定に伴うもので、352万円を計上しております。

街路事業費でございますが、上から6段目の街路整備事業費は、国庫内示減に伴い1億1,900万円の減額でございます。

最下段の都市公園費でございますが、主なものとして、説明欄の都市公園整備事業費が国庫内示減により2億2,092万7,000円の減額でございます。また、鞠智城国営公園化PR事業につきまして、1,613万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

以上、都市計画課は、最下段のとおり計55億3,172万2,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、別冊について御説明いたします。別冊資料をお願いいたします。5ページをお願いいたします。

上から1段目の都市計画総務費は4億5,000万円の増額でございます。これは連続立体交差事業費でございますが、JR鹿児島本線等の高架化工事を行う経費でございます。

次に、3段目の都市公園費は1億100万円の増額でございます。これは都市公園整備事業費でございますが、県営八代運動公園ほか1カ所の公園の整備を行う経費でございます。

以上、都市計画課の別冊補正額は計5億5,100万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は先ほどの補正

予算と合わせ59億391万7,000円になります。

都市計画課は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

委員会資料17ページをお開き願います。

まず、一般会計でございます。上から7段目の団体営農業集落排水事業費350万円の減は、市町村事業に対する指導監督事務費の国庫内示減によるものでございます。

次の、18ページをお願いします。

2段目の漁業集落環境整備事業費の増104万円は、市町村が前年度に実施した農業集落排水事業費の6.5%を県が補助する後年度交付金でありまして、国の経済対策に伴い24年度の国庫補助事業費が増額されたことによるものでございます。

上から6段目の指導監督事務費640万5,000円の減は、国庫内示減でございます。

下から3段目の、流域下水道事業特別会計繰出金440万円の減は、公債費の償還実績の減によるものでございます。

以上により、最下段に記載のとおり一般会計では1,075万8,000円の減額となり、補正後の総額は10億9,137万4,000円となります。

次に、流域下水道事業特別会計でございます。委員会説明資料19ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費6,300万3,000円の減は、維持管理費及び消費税確定に伴う納付額の減によるものであり、6段目の熊本北部流域下水道建設費の9,992万3,000円の減は、国庫内示減によるものでございます。

下から2段目の球磨川上流域下水道管理費560万8,000円の減は、維持管理費の減と消費税確定に伴う納付額の減によるもので、次の20ページ2段目の球磨川流域下水道建設費1,130万円の減は、国庫内示減によるものでございます。



さらに、上から4段目の八代北部流域下水道管理費638万5,000円の減は、維持管理費の減と消費税確定に伴う納付額の減によるもので、7段目の八代北部流域下水道建設費の844万7,000円の減は、事業費の確定によるものでございます。

一番下の段の元金60万8,000円の増は、実績に伴う起債償還元金の増で、21ページ1段目の利子796万1,000円の減は、起債借入れ実績に伴う起債償還利子の減でございます。

3段目の、一般会計繰出金42万4,000円の増は、熊本北部浄化センターで発電した電力が持つ環境付加価値の売却収入の増によるものでございます。

続きまして、経済対策に伴う補正予算について御説明いたします。別冊説明資料6ページをお願いいたします。

一般会計について補正はございませんで、流域下水道事業特別会計の補正でございます。

上から2段目、球磨川上流流域下水道建設費について4,740万円の補正をお願いしておりますが、これは流域下水道管渠の耐震対策工事を行うものでございます。

これにより、補正後の流域下水道事業特別会計の予算額は、最下段のとおり27億9,518万円となります。

下水環境課は、以上です。

○持田河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費で16億6,489万9,000円の減額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

上から4段目の国直轄事業負担金で16億5,347万円の減額を計上しております。これは、国事業費の確定に伴う県負担金の減額でございます。

次に、上から7段目の国庫支出金返納金

で、139万9,000円を計上しております。

これは国庫補助事業の事業費確定に伴う国庫への返納金でございます。

そのほかは、職員給与費の増減及び財源更正などでございます。

続きまして、下から2段目の河川改良費で5億7,638万1,000円の減額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

1つ下の河川改修事業費で、5,835万5,000円の減額を、さらに、24ページ最上段の河川激甚災害対策特別緊急事業費で5億8,000万円の減額を、同じく、5段目の河川等災害関連事業費で2億2,283万8,000円の減額を計上しております。これは、いずれも国庫内示減に伴うものでございます。

続きまして、同じく下から2段目の単県河川災害関連事業費で、3億67万2,000円の増額を計上しておりますが、これは補助事業により実施しております河川等災害関連事業費におきまして、補助事業として事業採択を受け、全体事業費が確定した後に労務単価等の上昇により諸経費がふえたことによるものでございます。

続きまして、25ページ最上段をお願いいたします。

海岸保全費で、1,373万7,000円の減額を計上しております。

内訳についてですが、上から2段目の海岸高潮対策事業費で2,462万円の増額と、3段目の海岸保全施設補修事業費にて3,897万1,000円の減額を計上しております。これは、いずれも国庫補助事業の事業費確定によるものでございます。

次に、上から5段目の河川等補助災害復旧費で4億7,338万3,000円の減額を計上しております。

内訳ですが、下から3段目の直轄災害復旧事業負担金で、3億1,963万6,000円の増額を計上しています。これは直轄間における災害

復旧事業の県負担額確定によるものでございます。

最下段の現年発生国庫補助災害復旧費で8億463万6,000円の減額でございますが、これは本年度発生した災害が少なかったことによる待ち受け予算の減額によるものでございます。

続きまして、26ページ最上段をお願いいたします。

国庫支出返納金で、1,192万7,000円の増額を計上しております。これは平成24年度に事業費の確定を行い、国庫補助金を受け入れて事業を実施した工区におきまして、他事業と工区が重複したことにより、重複した災害復旧事業工区の廃区を行ったために受け入れ済みの補助金を返納するものでございます。

上から2段目の河川等単県災害復旧費の893万7,000円の減額については、事業費確定によるものでございます。

続きまして、別冊の経済対策分について御説明いたします。別冊の7ページをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費で4億8,134万円の増額を計上しております。これは、国の補正予算成立を受けて、国が行います河川改修事業の県負担金でございます。

次に、3段目の河川改良費で、34億617万6,000円の増額を計上しております。

主な事業を申し上げますと、5段目の河川激甚災害対策特別緊急事業費で、30億1,500万円の増額を計上しております。これは、激特事業で取り組んでいる白川の龍田陳内4丁目の掘削や、黒川の小倉湧水地の整備事業費などでございます。

続きまして、下から2段目の海岸保全費で、1億9,190万円の増額を計上しております。

主な事業を申し上げますと、8ページ上段の海岸保全施設補修事業費で、1億8,584万円の増額を計上しております。これは、明治

新田海岸ほか2海岸における老朽化した堤防護岸や排水ゲートなどの海岸保全施設を補修する事業でございます。

以上、河川課の補正後予算額は、8ページ最下段、左から5列目にありますとおり234億935万6,000円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課です。

説明資料の27ページをごらん願います。

一般会計の補正について御説明いたします。

まず、港湾管理費ですが、3段目の市町村負担金返納金は、事業費の確定に伴う市負担金の返納です。

次に、5段目の港湾建設費ですが、主なものを御説明いたしますと、下から2段目の港湾調査費と最下段の国直轄事業負担金は、それぞれ事業費の確定に伴う減額です。

その他の減額は、全て国庫内示減に伴うものです。

次に、28ページをごらん願います。

下から3段目の港湾整備事業特別会計繰出金ですが、これは港湾特会の財源に充当している繰出金の減額です。

以上、港湾課の一般会計については、7億7,866万1,000円の減額となり、補正後の額は54億2,577万円となります。

続きまして、29ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

2段目の施設管理費は、職員給与費の増に伴う補正です。

また、庁舎等管理業務に関しまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

3段目の港湾修築費は、維持修繕費の事業費確定に伴う減です。

5段目の元金と6段目の利子は、起債の利率見直し等に伴います増減です。

以上、港湾整備事業特別会計については、

4,995万4,000円の減額補正となり、補正後の額は31億893万2,000円となります。

続きまして、30ページをごらん願います。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

2段目の漁業振興費及び4段目の元金ともに財源更正を行っております。

続きまして、経済対策分を御説明いたします。別冊資料の9ページをごらん願います。

2段目の重要港湾改修事業費は、八代港における臨港道路の冠水対策及び土砂処分場の整備を行うものです。

3段目の地方港湾改修事業費は、長洲港における防波堤の整備等を行うものです。

4段目の海岸高潮対策事業費は、田浦港海岸において老朽化した排水機場の補修を行うものです。

5段目の国直轄事業負担金は、八代港及び熊本港における国直轄事業の増額に伴う負担金の増額です。

6段目の港湾環境整備事業費は、熊本港における土砂処分場の護岸整備を行うものです。

7段目の港湾補修事業費は、八代港において老朽化した臨港道路の補修を行うものです。

以上、港湾建設費として、最下段のとおり12億3,904万5,000円を追加補正いたしまして、補正後の額としては通常分の減額と合わせまして、66億6,481万5,000円となります。

港湾課は以上です。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。

まず、2月補正の通常分について御説明申し上げます。

説明資料のほうに戻っていただきまして、31ページをごらんください。

上から4段目でございます。砂防費で9億8,553万8,000円の減額を計上しております。

主なものを御説明申し上げます。

1つ下の段の通常砂防費でございます。6,504万2,000円の減額を、次の段の地すべり対策事業費で1,880万円の減額を、次の段の急傾斜地崩壊対策事業費で2億258万2,000円の減額を計上しております。これは、いずれも内示減に伴うものでございます。

それから、最下段の国直轄事業負担金でございます。1億108万1,000円の減額を計上しておりますが、これは国の事業費の確定に伴います県の負担金の減額でございます。

次に32ページをごらんくださいませ。

最上段の国庫支出金返納金でございます。31万6,000円を計上しておりますが、これは平成23年度通常砂防事業の事業費確定に伴います補助率差額を返納するものでございます。

1つ下の段の砂防激甚災害対策特別緊急事業費でございます。1億4,700万円の減額を、次の火山砂防事業費でございますが、4億3,800万円の減額を計上しております。これは、いずれも内示減に伴うものでございます。

それから、下から3段目の市町村負担金返納金で67万2,000円を計上しております。これは、平成23年度急傾斜地対策事業費等で、事業費確定に伴います市町村負担金を返納するものでございます。

次の段の砂防設備等緊急改築事業費で、2,100万円の減額を計上しております。これは、内示減に伴うものでございます。

その他につきましては、財源更正等でございます。

次に、経済対策について御説明申し上げます。別冊の10ページをお開きくださいませ。

最上段に砂防費で経済対策分といたしまして、1億3,922万9,000円を計上しております。

内容でございますが、1つ下の段の国の直轄事業負担金で1億133万4,000円を計上しております。これは、国の補正予算成立後に国

が行います川辺川流域の砂防施設等の整備費の県の負担金でございます。

次の段の砂防設備等緊急改築事業費でございます。3,789万5,000円計上しております。これは老朽化した急傾斜地崩壊対策施設の改築を行う事業でございます。

砂防課といたしましては、通常分と経済対策分を合わせまして、補正後の予算額でございますが、最下段の5列目になります69億1,811万2,000円となります。

砂防課からは、以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

4段目の建築基準行政費が156万7,000円の減額、5段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費が196万5,000円の減額となっております。これらは、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

最後に、6段目の市街地環境整備促進費が100万円の減額となっておりますが、これは事業費の確定に伴います減額及び財源更正によるものでございます。

以上、建築課の補正予算額は、最下段でございますが、2,321万3,000円の減額補正でございます。補正後の予算額は4億2,584万1,000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、事業費確定に伴い5,431万7,000円を減額補正するものでございます。

以上、営繕課の補正予算額は、最下段のとおり6,273万円の減額補正でございます。補正後の予算額は5億1,972万5,000円となっ

ております。

よろしく申し上げます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

まず、1段目の住宅管理費でございますが、1,121万1,000円の減額を計上しております。このうち3段目の公営住宅維持管理費で、事業費の確定に伴う減額及び県営住宅使用料収入の増による財源更正をお願いしております。

次に、6段目の住宅建設費でございますが、1億7,161万1,000円の減額を計上しております。

その主なものでございますが、その次の段の公営住宅建設費が1,534万9,000円の減額、最下段の公営住宅ストック総合改善事業費が1億2,733万1,000円の減額、また、次の36ページでございますが、2段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費が3,068万6,000円の減額を計上しております。これらは、国庫内示減及び事業費の確定に伴う減額でございます。

以上、住宅課の2月補正予算額は、最下段のとおり1億8,282万2,000円の減額でございます。補正後の予算額は18億6,897万2,000円となっております。

続きまして、別冊資料の11ページをお願いいたします。

国の経済対策によるものでございますが、住宅建設費の公営住宅ストック総合改善事業費で8,765万9,000円の増額をお願いしております。これは、県営武蔵ヶ丘団地において外壁改修工事及び防水改修工事を行うものでございます。

住宅課の2月補正後の予算額は、最下段のとおり19億5,663万1,000円となっております。

住宅課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○成富監理課長 そのまま、別冊の12ページをお願いします。

通常分、経済対策分それぞれわかる資料として、こちらのほうで繰越明許費の説明をさせていただきます。

これら補正額の欄に、2月補正の通常分、別冊補正額経済対策分の欄に、2月補正の経済対策分の額を掲載しています。

繰越明許費については、12月議会で承認いただいておりますが、2月議会では2月補正予算における県単独事業の増額補正に係る分等について、3億3,400万円の追加設定をお願いしております。

また、国の経済対策に伴う2月補正予算については、適正工期の確保が困難であることから、直轄事業負担金を除く全額81億2,083万5,000円の追加設定をお願いしております。

追加設定後の繰り越し設定額は474億9,783万5,000円となっております。

繰越明許費の説明は、以上でございます。

○増田道路保全課長 道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料39ページの第34号議案から、50ページの第39号議案の6件でございます。

まず、資料の39ページの第34号議案でございますが、詳細は右ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年7月27日午前7時30分ごろ、水俣市長崎の一般県道水俣泉線で、運転者が普通乗用自動車で行進中、道路右側ののり面上部の雑木林から落ちていた直径約15センチメートルの石に衝突し、自動車の底部などを損傷したものであります。

なお、本件事故については、運転者が加入している全国共済農業協同組合連合会の車両保険を利用して修理を行っており、今回、同連合会が熊本県に対して損害賠償を求めてき

たものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば衝突を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の5割に当たる10万3,960円を賠償しております。

次に、資料の41ページの第35号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成25年8月7日午前4時ごろ、八代市坂本町荒瀬の一般国道219号で、運転者が普通乗用自動車で行進中、道路左側の農地のり面から落ちていた直径約15センチメートルの石に衝突し、左前輪等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば衝突を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の5割に当たる3万3,700円を賠償しております。

次に、資料の43ページの第36号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成25年10月23日午後4時ごろ、八代市泉町椎原の一般国道445号で運転者が軽四輪貨物自動車で行進中、道路左側ののり面上部の樹木の枝が落ちてきて直撃し、左ドアパネル等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転中に兆候もなく枝が直撃したものであり、事前に枝の落下を予見し回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費等の全額に当たる16万3,937円を賠償しております。

次に、資料の45ページの第37号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成25年11月25日午前5時50分ごろ、山鹿市鹿央町仁王堂の主要地方道大牟田植木線で、和解の相手方が普通自動二輪車で進行中、道路左側の雑木林から道路上に倒れていた樹木に衝突し、左側下部ボディー等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道

路状況に応じた適切な運転をしていれば衝突を回避できた可能性があることを考慮して、車両の修理費の7割に当たる14万6,300円を賠償しております。

次に、資料の47ページの第38号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成25年12月11日午後4時30分ごろ、球磨郡球磨村渡の一般国道219号で、和解の相手方が普通乗用車で進行中、道路左側の雑木林から落ちてきた石が防護柵を越えて衝突し、後部バンパー等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、和解の相手方は運転中に兆候もなく落石が直撃したものであり、事前の石の落下を予見し回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費等の全額に当たる32万8,398円を賠償しております。

最後に、資料の49ページの第39号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成25年12月12日午後6時ごろ、球磨郡五木村丙の主要地方道宮原五木線で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、道路左側の雑木林から道路上に落ちていた石と衝突し、フロントバンパー等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、和解の相手方が道路状況に応じた適切な運転をしていれば、衝突を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる11万8,800円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

51ページをお願いします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定については、地方自治法第180条

第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、52ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成25年10月24日午前9時15分ごろに、上益城郡御船町木倉地内で発生したもので、相手方と示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は69万6,610円でございます。

事故の状況といたしましては、上益城地域振興局維持管理課職員運転の公用小型乗用車が県道田代御船線を走行中、センターラインがなく幅員の狭いカーブした場所において、離合のため停止しようとしていた対向車である相手方車両を視認し、ブレーキ操作等による回避を試みましたが避けきれずに、相手方車両に衝突し損傷を与えたものでございます。

なお、損害賠償額は県が加入している損害賠償保険で対応しているものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○城下広作委員 冒頭の部長の挨拶のところ、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

今回、緊急経済対策事業とか災害関係の事業で、結果的には工期を割ると、工期内で完了できないということがあると、その案件に対しては事故繰越制度を利用するというようなことがありました。大体そういう話は私たちもわかってはいるんですけども、例えば、

じゃこういう状況だから、ことし発注した県下全域の公共事業で全部これに当てはまって、例えば工期を割るような案件があった場合には、普通だったら工期を割るといのはなかなかあってはならないとか、事業者もペナルティーといういろいろあって、最善の努力をするというふうになるんですけども、こういう緊急事態だから意外とこれがそのまま隠れみものになって、通常の中でやっても本当は工期を割らないで済むものが、こういう理由によって工期を割るといような形で出てくるようなのがないのかなという心配だけでも、この辺の感覚はどうかと。

それと、もう1つ。当初から余りこれだけとると、最初からこれは工期には絶対間に合わぬだろうと言われていたような地域の仕事の量をとっているところもあるというようなことを、同業者がいろいろ聞いたこともあります。そういうことに関しては、こういった別の次元で工期は最初から無理だというようなことも想定されるような案件もあるんじゃないかと思うけども、全体まとめて大体どういう状況かなという確認をさせていただきたいと思います。どちらでもいいですよ、全体がわかる方はどなたでも。

○成富監理課長 今、城下委員からお話がありましたように、まず工期が、事故繰越制度というのは基本的に今まで県も発注者も受注者も、基本的には起こさないと、基本的には工期内で終わるとい基本的スタンスでいました。

今回、確かに私どもとしましては、災害復旧と経済対策が重なったということで、これだけ建設産業のほうに疲弊しているということは想定外というのが実態でございます。

そういう中で、やはり今回工事としましては全て終わらせたいと、やはりしないといけないところをしたい、災害も経済対策もやはりそこは住民の方々にしないといけない工事

と思っていますんで、そういう本当にこの外的要因に対して何ができるかということを実際に発注者も考えていますし、受注者である建設業者さんも基本的には一生懸命やっただけだと私たちは考えております。

その中で今回はもう異例ではございますけれども、事故繰越制度をして、工期をちょっと延ばしますけれども、工事は適正にやっただけということと今回対処したいという考えで今回の事案は考えています。

○城下広作委員 そういう意見の分、私がちょっと感じているのは、何といいますかね、例えばある程度の区域で縛ったことによって、結果的にはその区域の仕事はその中で処理しなければいけないから工期に間に合わない。本来では少しその枠を少しもっと大きく対処したら解決したかもしれないということは考えられるのかなと。それをやるという意味じゃなくて。だから、いろんなそういう選択肢の中で何か原因があるというようなこともあるのかなという考えと、それと先ほど、もう1回言いますが、明らかに最初から、この方がこれだけとると絶対、普通物理的には無理というようなことがあって割らせたということも考えられるのかなと、そういうケースは全然ないのかなということです。

○成富監理課長 全然ないかどうかというのは、現場の振興局でしっかりそこは見ていただいています。今回まず1つ目に言われましたように、ある地域でかなり工事量が出たんで、ある業者さんがかなり多く仕事をとったという話は、私たちも知っています。ただ、そこは発注者が受注者に対して、ちゃんと技術者を配置できるかどうか、ちゃんと工程表を確認してできるかどうか、確認しながら基本的には受注者と発注者が連携をしながらやりますんで、基本的にとれないという、仕事が

終わらないという前提では、発注者も受注者も思ってなかったと思います。ただ、本当に9月以降、これだけ国も県も市町村も一遍に工事が出てきたもんですから、ある一定地域だけで資機材が足りないという状態でなくて、県下全域でこういう事態が生じたんで、結果的に予想できなかったと思ってます。

だから、故意にそういうことが起こってるとは、発注者としてはそういう思いではないかと思ってます、はっきり言いまして。

○城下広作委員 ということ、私もそのように理解をしたいというふうに思っております。

それで、例えば、災害が多い国ですから、こういうことが毎年あっては当然ほしくないというのは当たり前のございますけども、また同じような、逆に言えば、ケースになったときは、恐らくまた同じような現象が起こるといことも考えられるという、裏側の考えですから、やっぱり今回のこういう状況をよく教訓を踏まえながら、また今後大きな事業がどんと出るとか災害に大きく見舞われるというふうになれば、やっぱこのことをよく教訓にしながら、今後の公共事業の、ある意味では事故繰りをやらんでいいような、工期を割らないでいいような対応とか、今後の想定は頭の中に入れるという、大事な今回のやっぱ案件かなといいますか、経験かなというふうに思いますので、しっかりその辺は今後の政策に生かしていただきたいというふうに思います。

○池田和貴委員 済みません、ちょっと関連して。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 ちょっと城下先生の今の質

問に関連するんですが、今回、部長の御挨拶にもあったように、3月末に工事が完了しない箇所については事故繰越制度を活用したということがございます。

今回、繰越明許が追加説明資料、別冊の12ページにあって、追加設定金額分（経済対策分）が80億7,343万5,000円ありますけども、この分が事故繰越の金額というふうに考えていいんですか。

○成富監理課長 今、池田委員からおっしゃいました12ページの80億は、平成25年度予算でございますので、これは明許繰越ということになります。

○池田和貴委員 ああ、そういうことね。わかりました、はい。

では済みません。では大体どれくらいあるんですかね、その事故繰越になりそうなのは。

○成富監理課長 現在まだ精査中のございますけども、土木部関係では大体90億超の額を今予定しておりますけども、まだまだ精査中のございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。

あと、じゃちょっと経済対策分でもう1個聞きたかったのが、続けていいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 これは部長の御挨拶にございましたが、平成24年度の国の緊急経済対策予算の執行について、土木部が事業主体となる約300億円のうち1月末現在の契約が290億ということで、24年度の経済対策ですから、あと10億分がこの3月末までということいいんですかね。



○成富監理課長 あと10億分につきましては、大体2月中に契約を終わる分もありますし、おおむね執行残を、不用額を出さないように今、予算の割り振りとかいろいろ契約とか、いろいろ今手続をしています。

○池田和貴委員 じゃこの10億については、予算が流れるとかそういうことはないということですかね。

○成富監理課長 99%はないです。99%の額がないです。

○池田和貴委員 はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○池田和貴委員 はい。

○内野幸喜委員長 じゃちょっと私から1点。

さっきの事故繰りですね、財務省とかがどういう反応を示しているんですかね。だから、まあ、こういうことは基本的にはないほうがいいわけですね。で、反応というか、どういふふうに受けとめているわけですか。もういたし方ないという感じ。

○成富監理課長 九州財務局とはもう11月下旬ぐらいから、県としては交渉させていただいています。建設業協会のほうも、いろいろ事故繰り制度についてはいろいろ要望していただいています。そういう経緯の中で、国交省も事故繰り制度を、国も県も市町村もできるだけ今回はいろいろな緊急事態ということで、できるだけ活用せろというような柔軟な対応をさせていただいています。

財務局のほうも、本省のほうから九州財務局に対して柔軟な対応をするようにというよ

うな指示が出てるやに新聞報道でも聞いておりますんで、県としても今協議を個別にしておりますけども、柔軟に対応していただいている状況でございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

○松岡徹委員 部長の総括説明に関連して、瀬戸石ダムについて伺って、あと議案について聞いていこうと思います。

それで、瀬戸石ダムについては附帯意見をつけて支障なしということで国に返されたわけですけども、その際の知事の記者会見の中で、4最後に、電源開発及び国に求めることというところで、ダムができてもう長くなるので、生活環境や自然環境、漁業などにダムが与える影響は否定できませんと、電源開発と国にはそのことをぜひ認識していただきたいと思えますと知事は言っておられるわけですけども、具体的にはどういうことを指すのか、いかがですかね。

○持田河川課長 今回の瀬戸石ダムの知事への意見照会に当たりましては、国のほうからは許可したいので知事の意見を聞きますという照会がございました。そういった国のほうの照会とは別に、これまでもいろんな市民団体の方とかから知事にいろんな要望が寄せられています。その中に生活環境それから自然環境に関する要望がありました。

○松岡徹委員 その中身の具体的な点を。

○持田河川課長 具体的には、生活環境に対しては、例えば放流に対する振動で、それがすごく大きくて夜も眠れないということですか、ダム湖でアオコとか赤潮が発生する、それへの環境の影響とか、ヘドロがたまって

いる、それに悪臭があるとか、そういった要望が寄せられておりますので、そういった観点に対して附帯意見として、自然環境、生活環境へのそういった対応をとるという附帯意見をつけさせていただきます。

○松岡徹委員 生活環境や自然環境それから漁業などとなっておりますね、漁業については具体——などの中には水害は入るのか。どうですかね。

○持田河川課長 漁業については、当然、瀬戸石ダムがある球磨川水系では漁業権を持った漁協がそういった魚族の増殖の事業もやりながらそういった生活を立てられておりますので、そういった点に対する対策、配慮をお願いするという事です。と、などの中には、一つはそういった漁業の関連で慣行水利とかそういったかんがいのほうの水利、これも球磨川でありますので、そういった配慮をする必要があるだろうと。それと治水に対しては、それとは別に3点目だったと思えますけれども、治水に対する対策についてもお願いするという事で、それとは別に意見をつけさせております。

○松岡徹委員 それで、課長も御承知のように水利使用許可については判断基準というのがありますよね。4点あって、その4番目が公益上の支障の有無ということなんですよ。そこでは、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生ずるおそれがないこととなっているわけだね。これが判断基準ですよ。

だから、今確認した事柄というのは、まさにその治水も含めて、環境、自然環境も含めて漁業、ここで言うところのその公益上の支障の有無という点では、ありということにはならないんですか。

○持田河川課長 今委員から御指摘の審査基準につきましては、行政手続法ができたときに、透明性とそれから迅速性を確保するために、それぞれの審査において審査基準を設けようということ、23条のその流水の占用の許可に関しては4点の審査基準ができたというのは承知をしているところです。

その中で、今委員が申し上げた4点目ですね、こちらについては例えばダム等の新築等に係って、そういった治水上の支障とか公益上のという話になっておりますので、基本的には新築等といいますと、新築それから改築とダムの撤去ですね、こういったものが治水上その他の公益上に与える影響はないのかというようなことで認識をしておりますので、今回の瀬戸石の水利権行使に当たっては、ダム本体についてのそういったものには当たりませんので、それとは少し判断の方向性といいますか、ベクトルというのはちょっと切り離して考えるべきなのかなと、そういうふうに考えております。

○松岡徹委員 今の議論は、僕は九地整に行って宮本調査官ともやったんですけどもね、彼は最初は新築と言ったんですよ。だから僕が新築等であるじゃないかと、一番河川部の調査官ともあろう者が意図的に新築等とあるのを新築と言うのは何事かと。だから、等ということには、さまざまな要素が含まれるわけですよ。それを、やはり現場に合わせて、実情に合わせて適用していくのが行政のあり方だと思うんです。行政のさじ加減でそのなどというところをやっぱりに狭めて、都合のよいようにやっていくというのはいかかということ議論したんですけどもね、そのことを指摘したいと思います。

さらに、ちょっと。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 河川法の44条ですね、河川法の44条では、いわゆる当該ダムを設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることになる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、またはこれにかわるべき措置をとらなければならないと、こうなっているわけですね。これは電源開発を対象にしているわけですが、定期検査でそれこそ平成14年から6回にわたって、去年の5月27日まで、堆積土砂によって水害のおそれがあるので何とかしなさいというような指摘がなされて、それをやってこなかった。電源開発が、いわば単純更新で言ったのに対して国はオーケーと。それに対して支障なしというのは余りにもかばい過ぎとか、電源開発の立場に立ち過ぎじゃないかというふうに指摘もなされているんですけども、私もそう思いますけども、その点はどんなですか。

○持田河川課長 確かに河川法の44条は、ダムに関する特則ということで、許可工作物のダムについて河川管理者が設置された後に、いろんな支障がある場合には是正措置を講ずることができるということが定められているものと認識をしております。

この44条の規定を担保するためにダムの定期検査というものがあると考えておまして、それに基づいて3年おきとか一定期間でダムの運営とかそういったダム湖の堆砂とかそういうのをチェックしていく、そういうことになっておまして、ダムの設置者はそういった河川管理者からの指示があれば、それをやらなければならないということになっておりますので、直近の去年のダム定期検査でも、瀬戸石ダムは堆砂がありますので、総合判定Aというのを受けているというのは承知をしておまして、それに対して電源開発のほうで堆砂計画を国に出して、それを国はち

ゃんとやれと言っているというのも、報道等で承知をしているところでございます。

今回の水利権の審査については先ほど4つの審査基準があるということで、要は公共の流水である河川水を排他継続的に使うのはどうなのかという観点から審査をするのが、河川法の23条に基づく水利権の審査ではなかろうかと考えておまして、今回のダム定期検査による指摘というのは、いわば水利権の許可を受けたダムが適正にやっていくというのをチェックするものとおもっておりますので、その点では先ほど申し上げましたように、少しベクトルが違うのかなと。

ただ、この点につきましては、そういった総合判定を受けているということと、それからいろんな市民団体の方もそれを危惧されている、住民の方も危惧されているという思いを、知事のほうにもいろんな要望書で来ておりますので、その点を勘案して附帯意見で、特に治水上の対策という附帯意見をつけさせていただいたところでございます。

○松岡徹委員 だからですね、結局は附帯意見で、課長もさっき言ったようなことを含めた附帯意見だから、まさに支障なしじゃなくて支障ありなんですよね。そこがポイントだと。

それで、44条については課長もそういうことで答弁されましたけども、44条との関係で河川法の75条ですね、いわば管理者の監督処分についていろいろ書かれておりますけども、この75条の河川法逐条解説によると、この75条の捉え方ではこういうふう書いてあるんですよ。

ダムを設置したことにより上流の河床または水位が上昇したり、下流の洪水流量が増加するのは、いわば天然現象により河川の状態が変化したことにはならないと。この場合は本条の特則ともいうべき法第44条の規定により措置することになろうというふうになって

いるんですよ。

ところが、今回の国土交通省の立場というのは、最大使用水量の変更がなく、期限の更新のみのいわゆる単純更新として電源開発が申請をしたのに、いいでしょうと。そして知事はいいでしょうというわけですよ。だから、おかしいんですよ。いわば最大使用水量の変更がなく、単純更新と、期限が来ましたと。そういう次元じゃないでしょう、実際、今あなたも認めたように。いっぱい支障があるわけでしょう。だから、事業者としては河川法の44条に基づく対応をしなければならぬし、河川管理者としては当然、事業者に対してこの河川法75条の監督処分に沿って指導しなきゃならぬ。ところが事業者は、流量を変えるわけではありませんから単純更新でお願いします、いいでしょうと、そういうことにはならないんじゃないんですか。

○持田河川課長 今委員から御指摘があった、まず監督処分についてですが、これについては2種類あると認識しております。

1つは、許可権者は何か違反をした場合です、例えば詐欺でうそをついて許可を取ったとか、許可の条件を全く履行しなかったとか、もう一つは、いろんな状況が変わって許可権者には責任はないけども、その許可権を与えるほかの何か法律とかそういうので許可の条件が変わったと、そういうときに監督処分ができるというふうに認識しております。

今回、水利権の許可のその審査につきましては、先ほど4つの基準があるということで委員のほうからも指摘がありましたけども、まず23条の審査は、先ほど申しあげましたけども、排他継続的に水を使うのがほかのいろんなことに影響あるなしや、それが例えば継続的に取水できるのかとか、そういう観点から審査を行うものでございまして、あと44条のほうは、先ほども申しあげましたけども、

設置されたダムがちゃんと運営されて、それから治水上の観点にも異常な支障がないかどうかというのをチェックして、必要があればその是正措置を求めるということですので、今回、複数回にわたって電源開発のほうは総合判定を受けておりますが、それに対して国交省のほうも是正措置を命じておりまして、それをやられているということもありますので、河川管理者である国交省は監督処分を行うかどうか、それはそういう状況を見て河川管理者の国が判断をされることではないか、そういうふうに認識しております。

○松岡徹委員 そのなんちゅうか、へ理屈というかな、その。

私が明確に言うたように、そのダムがあることによって上流の河床が、水位が上がって水害が出たり、まさに堆積土砂によって水害が出たり、国交省自体もそれを指摘をしているわけですよ。ところが電源開発は、単純更新でお願いしますと、だから44条のいわば規定なんかは全くいわば眼中になくて、単純更新でお願いしますと。それに対して、単純更新でオーケーですよというわけですよ。ところが、知事は附帯意見でいっぱいいろいろ問題がありますと言っているわけだ。またあなたも言ったように、いろんな住民団体なんかからの話も聞いて、そういう認識を持つと。そんなら当然、支障はありという結論になるのが、論理的にはそうなるんじゃないですか。そこはもう厳しく指摘をしたいと思えます。これは、やっていけば2時間ばかりかかるけん。

それで、この点は今後引き続きね。私は、瀬戸石ダムはやっぱり撤去以外ないというふうに思うし、引き続き取り組みを強めていきたいと思うし、先日、住民団体も瀬戸石ダムを撤去する会というのを結成されて取り組んでいくというお話を伺っておりますけどもね。

これについて最後の点で、知事の記者会見の中でこういうふうに言うておられるよね。さらに、これらに対する基本的な考え方や具体的実施のスケジュールについて協議の場を設けるなど、地域の住民の方々に対して十分な説明を行っていただきたいと考えていますというふうにおっしゃっているわけですが、これを国交省や電源開発とかが聞くかどうかは別として、熊本県としてこれ具体的には、それは当該の自治体もあるでしょうし、行政関係のね、あるいは自治会とかなんかもあるだろうし、同時にそのいろんな団体がありますよね。そういうところとの協議の場を設けて、やっぱり説明もし要望も聞き、話し合っていくというようなことでしょうか、これは。どういうふうに理解したらいいんですか、この表現は。

○持田河川課長 知事の、まず意見照会の回答で4つの附帯意見をつけさせていただいていますので、その中でその4点しっかりやっていたらいいかと。

まずは、この附帯意見は、当事者である瀬戸石ダムの設置者である電源開発のほうに求めるというのを記者会見で知事が述べております。

もう1つ、水利権の許可権者は国でありますので、電源開発がこれをしっかりと履行していただくように、国のほうには指導、監督をお願いするというのもあわせて表明しております。それを具体的にじゃどうやってほしいという思いが、スケジュールなどを明示し協議の場を設けるなど、地元の意見をきちんと聞いていただきたいという、その具体的な事例として知事も記者会見の場でそういうことを言うておりますので、4つの附帯意見を今後電源開発がきちんとやって、国もそれをきちんと監視をして指導、監督をしていただくという思いがそこにあらわれているものと思っております。

○松岡徹委員 この間の経過では、あなたも知っているように、電源開発が、私が行ったときは、県議会議員が正式に話し合いに行ったから1時間ぐらいとったんですよ、所長以下10人ばかりそろって。ここは住民の団体とか何かが行っても、ほとんど対応しないというか、事前の説明会もないしね。ですから、そういう点でこの知事が言っているように、地域の住民の方々に対してというところは、私は非常に大事だと思うんですよ。ですから、この点は本当に不退職の中身がきちっとされるかどうかについての説明と対話といえますか、県として実行されるように努めていただきたいというふうに思います。

あと議案について、よかですか。

○内野幸喜委員長 いいですよ。引き続き。

○松岡徹委員 そうしたら、14ページの都市計画のこの公園維持費の債務負担行為ですね。これは、この額は消費税増税による増額の額ですかね。

○平尾都市計画課長 おっしゃるとおり5%から8%に上がるという、3%分の上乗せになります。

○松岡徹委員 そうすると、8%、10%3年分設定されていますからね、10%はこれに入っていないわけですかね。

○平尾都市計画課長 この表で組ませていただくのは、あくまで8%ということをお前提にしております。

○松岡徹委員 わかりました。

それから次に15ページの都市公園整備事業の債務負担行為の設定、これも同じように理解していいわけですね。

○平尾都市計画課長 この15ページの都市公園整備事業費の債務負担行為設定につきましては、鞠智城公園の国営化を目指すということをやっておりますが、これにつきまして具体的に申しますと、鞠智城の認知度を、知名度を上げるということで、キャラクターのころう君、これキャラバン隊を結成しておりますが、これは通年を通して活動しておりますということで、それを4月から動かすために債務設定をお願いしておるといようなことでございます。

○松岡徹委員 これには、消費税増税分は入ってない。

○平尾都市計画課長 これは、先ほどの5年間の指定管理という中でやっています。これは、あくまで予算の債務設定ということをお願いしているわけでございます。

○松岡徹委員 入ってないわけですね。はい、わかりました。

それから19ページの流域下水道事業特別会計ですけども、この職員の給与の減ですたいね、19ページの4段目ほか5段目か。これはあれですか、今度いわば県職員の給与の7.8%減のあれで61億が措置されましたたいね。その中の一部になるわけですか。

○成富監理課長 これは職員数の変更でやっていますんで、その61億の財源に。

○松岡徹委員 あれが減額、今度トータルで61億となるでしょう。そのいわば給与の期間限定で削減、カットしたですたいね。それではないんですか、これは。

○成富監理課長 その分ではございません。

○松岡徹委員 それではないですね。

それから河川課ですけども、24ページかな、それと附属説明資料、別冊のでいくと、別冊の7ページになりますかな、白川関係の工事で前回の委員会でもちょっと聞きましたけども、堆積土砂の撤去、僕がフリーでカヌーで下ったら、カヌーの底がいわば底につく、川底につくような堆積があるわけですけども、土砂の撤去がこれまでどのくらいの量でどのくらいの費用でやられて、これからトータルとしてどの程度のことを計画されているのかですね。

それから、工事をすれば環境にも——汚れた水が下流に流れているいろいろ影響も出ているので、その辺の対策についてはいかがですかね。

○持田河川課長 今、激特関係で取り組んでおります掘削は用地も今同時にやっておりますので、川の中で水面以上のところ、この土砂を今取り除くということで取り組んでいます。現在まで、これによりまして大体2万3,000立米ぐらい。工事費として1億1,000万程度というのを発注しております、今のところこの水面以上の掘削について、今確定している予定では1万6,000立米ぐらい、工事費にして7,000万ぐらいを予定しております。

○松岡徹委員 ええ。

○持田河川課長 掘削量について1万6,000立米ぐらい、工事費については約7,000万ぐらいを予定しております。

全体につきましては、熊本市でいきますと河道内の掘削については14万立米の量を予定しております、あと拡幅もやりますので拡幅についてこちらが113万立米ぐらいの掘削土量が事業全体としては出てくる予定でございます。

○松岡徹委員 熊本市ですか。

○持田河川課長 はい、熊本市になります。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○松岡徹委員 いや、もういっちょ、環境対策。

○持田河川課長 済みません。環境対策につきましては、従前から掘削に関してはいろんな大型土のうを積んで、極力そういった濁りが出ないようにすると。あと沈砂池等も設けて、それによって濁り分を沈殿させるというような対策をとっておりますが、監視も重要と考えておりまして、事業者それから県それから関係する漁協も入っていただいて、何かあったときの連絡体制とか、あと週1回、県管理区間の一番下流になるんですけども、小碓橋のところで濁度それからPHといった環境調査もやって、こういった値についても今申し上げました協議会の中で報告を差し上げて、いろいろ議論をして環境対策をやっている、そういう状況でございます。

○松岡徹委員 渡鹿堰があるでしょうが、あそこから大井手がこう、そして二の井手、三の井手というか、大事な堰ですたいね。あそこ、大井手のところは、以前はどここの都市河川と同じようにどぶ川みたいになっておったのを、40年ぐらいかかって、いわばホタルが生息するような川にしようということで、これが大井手の歩み40年史というので、やっぱり市民と自治会挙げて、熊本市なんかもしっかり協力して、ホタルが飛ぶようになったんですよ。ところが、拡幅や土砂の撤去はどうしてもせないかぬけども、最近カワニナが確認できて、すぐだめになってしまっ、ホタルがことしはだめだろうというふうになってるわけですね。それで渡鹿堰を開けて1回

だっと流してもらいようにすれば少しはよくなるのかなという声も出ているんですけども、こういうようなところなんかはどうしたらいいかですね。やっぱり河川改修は最優先でしなければならぬけども、40年かかってやっとホタルが生息するようになったところが本当に飛ばなくなっているという、ある面では熊本市の都市部の中でホタルが飛ぶような地域というのはほとんどないんですよ。そういう点は、それはそれとして、あそこは直轄河川だけでも、やっぱり上流の工事の関係じゃないかというふうに地元の方は言っておられるね。ちょっと考えてもらえばというふうに思います。これは要望です。

○内野幸喜委員長 要望で、はい。

○松岡徹委員 あと29ページの港湾課ですね。これの債務負担行為の設定、これも消費税増税に伴うやつですね。

○松永港湾課長 これは通常のやつと一緒に、通常の庁舎の管理の警備関係の債務負担です。

○松岡徹委員 わかりました。

あと質問の最後は、31ページ、砂防課関係ですけども、九地整のもとで正式には九州地方の大規模土砂災害のいわゆる深層崩壊対策の検討委員会というのが熊大の先生なんかも入ってできておるようですけども、あの中で新聞報道によると球磨村と五木村と水上村をモデル地域に設定したとかするとか報道されているんですけども、この深層崩壊についての検討委員会についての熊本県としての対応状況といえますか、その辺はどんなかなというふうに、ちょっと教えてほしいんですけども。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。

松岡先生おっしゃいますとおり、委員会のほうに我々県のほうも私が委員として参加させていただいておりますし、知事公室の岡田危機管理課長も委員として出席させていただいております。

深層崩壊、非常に言葉が新しいように聞こえますけども、非常に今全国でそういう研究とか解析とか、そういうのを今進められているところがございます。

皆さん方、昨年ですか一昨年ですか、もっと前ですか、紀伊半島で奈良県で大きな土砂災害ございまして河川が埋まって、いわゆる土砂が川をせきとめて天然ダムをつくり上げて、それが決壊するとかいったような事例がございました。ああいったことが今起こっているということで、それがそういったところが地質的に中央構造線上という——ちょっと話が飛びますけども、中央構造線上にそういった地質・地形のところが多い。例えば紀伊半島から四国それから九州のいわゆる真ん中、川辺、球磨とか五木あのあたりになるというところで、九州地方の中では川辺流域、五木、相良、水上村ですか、あのあたりにそういった地域があるということで、一応モデル的に国のほうで検討委員会をちょっと立ち上げてございます。これはハード・ソフトということではあると思いますけども、ハードについては防災工事を主というよりも、そういった深層崩壊をどうやって感知するかという部分と、そういったものが起こったときにどういうふうに住民の方々に避難誘導していくかということ、地元におろしながらワーキングで検討しながら、その方向性を見出そうといった委員会というふうに私ども理解しております。

以上でございます。

○松岡徹委員 この九地整の報告書によると、この九州地方における深層崩壊検討委員会の第1回資料によると、こういう今課長が

おっしゃった九州の真ん中のところが赤くなって、同時に肥薩地域ですね、肥薩山系のところも、いわば深層崩壊の発生の可能性が高いと考えられる地域として囲んであって、こういうところは観測局の配置とかというのが書かれているわけですよ。具体的には、そういうのが施されているのかなとか、ソフト面はソフト面なんですけども、文言的には観測局の配置というふうに書かれているんですけどもね、それはどうなんですか、まだ全然そういうのではないんですか。

○古澤砂防課長 国のほうで今の観測局というのは、いわゆる振動計、地震計に似たものでございますけども、それを設置を進められているというふうに聞いております。25カ所に設定されて、数字についてはちょっと後で確かめますけども、その程度だと思いますけれども、それを今設置中というふうに聞いております。

これは、いわゆる大規模崩壊いわゆる深層崩壊ではそういったものが起こると、いわゆる地震波に近いものが出る、それを地震計でもってキャッチして、いわゆる最近震源地の発表がありますけども、どこどこで発生したというものを、いろんな地震計のネットワークの中で、どこでそういった深層崩壊が発生したということを観測しようということで、今設置されているというふうに聞いております。

○松岡徹委員 どこに設置されているかどうかというのは、具体的にはまだわからない。ここで今答弁はできぬ。

○古澤砂防課長 今設置中だと思いますけども、ちょっと私の手元に、どこに設置されているかちょっと持ち合わせませんけども、一応取り寄せてみたいと思います。

以上です。



○松岡徹委員 今課長がおっしゃったように、やっぱり大規模崩壊のときはわかるから、センサーなんか配置してすれば。ですから、この観測局の設置というのは、どこにどういうふうになされているのかというのは、ぜひ教えていただきたいと思います。

関連して、瀬戸石崩れというのは御承知だと思いますけども、私の問題意識としては、例えば東日本大震災のあの大地震の予測で、今地震学が相当発達しているけれども、それだけじゃなくて、あの後総括されたのはやっぱり、例えば平安時代の貞観大地震とか、やっぱり過去の歴史的な記録なんかもしっかり調べて、それらも含めて総合的にやっぱり判断するといいますか、そういうのが東日本大震災の後で出ているんですけどもね。この一帯は1755年、259年前ですね、死者が506人で家屋被害が2,118。そのころだけん余り家屋はなかったんだと思うんですけども、それでも2,118戸、両側の山が崩れて球磨川をせきとめて、ダムの状態になって、それが崩れて、そして八代を中心に下流に大被害を起こした。坂本村誌にかなり詳しく出てますけども、そういうのが起きていますよね、あの一帯で。だから、最初に瀬戸石ダムのことを聞いたけども、私は本当にそんなことなんかを考えると、あんなちっぽけなゲートだけのダムで大丈夫なのかと、一つ間違えば大変なことになるというような思いもあるんですけども、ここで言いたいのは、いわば九州地方整備局が設けた検討委員会に熊本県のいわば危機管理と砂防課が入っているという話だけでも、もっと能動的にこういったところでのその瀬戸石崩れなんかの過去の経験なんかも踏まえて問題提起をして万全を期すというようなことでやっていただきたいなと思っています。これは要望です。

○内野幸喜委員長 要望でいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 たくさんありますけども、2つほどお尋ねします。

33ページ、建築課ですね、がけ地近接等危険住宅移転事業費。事業費のことはどうでもいいですけども、この事業というのはどんな事業でしょうか。

○坂口建築課長 これは、崖地の崩壊などから住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域などの区域内にございます危険住宅の移転を行う住民の方に対しまして補助金を交付いたしまして、危険住宅の移転を促進するという目的で事業を行っているものでございます。

具体的には、建築基準法の39条で規定しております災害危険区域内にあります既存の不適格住宅ということが1つ対象でございますし、また建築基準法の40条で県の建築基準条例の第2条で崖地の条例の規制を行っておりますが、この規制を制限している区域内にございます既存の不適格の住宅、条例等ができる前にできましたとか、そういったものでございますが、主にあと2つほどございますが、そういったものの住宅の移転に対しまして、その住宅の撤去費とか動産の移転費、跡地の整備費、仮住居費などに対しまして実費の補助を行うものでございます。

それから移転先の住宅に対しましては、建物とか土地の購入費などに対しまして借入金の利子の補給を行うということで予算を計上させていただいているものでございますが、平成20年までぐらいは年間に1戸また2～3戸ずつぐらい県内ございましたが、最近、申請が住民の方から上がっておりませんものから、今回は1軒分の予算計上したものに対しまして、事業費ゼロということで全額でございますが、減額させていただくということをお願いしているものでございます。

○堤泰宏委員 これは1戸に196万5,000円決めてあったわけですね。

○坂口建築課長 県の負担分でございますが、実際の補助のスキームとしましては、この限度額ございますが、おおよそこの県費分の全体の4倍が、国が2倍それから地元市町村が県と同額を補助するというので、補助のスキームを行っているものでございます。

○堤泰宏委員 800万ぐらいあるわけですね。

○坂口建築課長 そうですね。この4倍が補助、最大でございますが、そういうことでございます。

○堤泰宏委員 これはもう大体掌握してあるわけでしょう、県内にそういう。昭和何年以前に建てた家とか。今後のこともあるでしょうからですね。

○坂口建築課長 これは災害危険区域に住宅もかなりございますが、崖地の条例等につきましては、1戸1戸やっぱり厳密に測定しませんと、本当に不適合な住宅かということがわかりませんものですから、申請者が住宅を移転したいという希望がございましたときに市町村のほうで調査をいたしまして、条件適合した場合に申請を上げていただくというような形で取り組んでおります。ですから、全体として県内にどれぐらいあるということまでは今のところ把握はいたしておりません。

○堤泰宏委員 そっでですね、今田舎には家建てる人が余りおらんとですよ。大工さんも暇でですね。それで、こういう事業があれば調査をしていただいて、積極的に進めてほしい、大義名分は立ちますもんね、人命第

一というようなですね。800万もつけば喜んで移転する人がたくさんおるんじゃないかと思えますね。何割じゃないわけでしょう。例えば1,500万の家建てても1,200万の家建てても、整地費とかいろいろ全体を含めて800万は補助がある可能性があるというわけですね、これは。

○坂口建築課長 予算を上げておりますので、例えば借入金が少なかったりしたり、利子の限度もございまして、全て最大出るとは限りませんが、最大この補助を受けた場合はその予算分は補助できる分ということになります。

○堤泰宏委員 もういっちょですね。今ちょっと思いついたですけども、今農振地域がたくさんあるんですよ。そこに家を建てるときには非常に規制が厳しくて、これはもう農政の話ですけども。移転先が農振地域に含まれておっても、田んぼの真ん中に建てたりするのは非常識ですけども、農振地域の端っことかそういうところまで、やっぱりちょっと附則ばつけておくと、移転がしにくいですよ。ほとんど農振かけてありますもんね、田舎の田んぼとか畑は。これは、ちょっと今思いつきで言うたんですよ。

○坂口建築課長 農振の規制につきましては、ちょっと私たちも詳しくはあれしませんが、その農振地域できるだけ地元の町の中で、その移転地につきましては規制がかからないようなところを選んでいただければ、お願いはしているかとは思っています。

それから、この事業の周知につきましては毎年年度当初に市町村の担当者呼びまして、この事業の説明をずっと行っているところがございますので、全市町村この制度につきましては知っているんじゃないかというふうに思っております。

○堤泰宏委員 最後に。質問はあとちょっとありますけども、これ最後。これは1回調査してもらってほしい、どうせ人命第一で逆に働きかけてですよ、こういう補助事業があるから今のうちに移転しませんかと。そうしますと後継者も、よか家が建つと帰ってくるかもしれぬしですね。崖地とかいうと恐らくこれは、僻地と言うといかぬけども、田舎ですもん。それはお願いします。

○坂口建築課長 できるだけ把握には努めてまいりたいと思います。

○堤泰宏委員 もうちょっとですね。部長の説明の2ページ、これは、おもしろい、ちょっとばかな質問かもしれんですけども、7行目に、資機材それから労務者が不足、高騰しという説明がございました。これはもう私たちもよく聞いております。

それで、これは表現が難しいですけども、道路で旗振りをしておる方たちがおいでになるですね。あのクラスの労務者はたくさんおるちゅうわけですね。すると、かなり難しい現場で、災害復旧なんかも難しいですよ。その現場で機械を扱ったりするオペレーターが不足しておると、そういうことを聞きます。オペレーターのこの資格を取ったり、免許というのですかね、あれは免許ほどはいかぬ。資格を取るのに、適正な取り方がないみたいで、例えば農家の人たちが農閑期あたりに土木に行きますですね、簡単には取れないらしいね、作業時間が何でといろいろあってですね。それで、いざこうなるときには、能力はあるけども資格がないから現場で使えないと、だから労務者が不足しておるということをちょっと聞きました。それはちょっと耳に入れておってもらって、何か答えがあれば教えてください。それどっちになつとだろうか。要するに、旗振りさん程度の労務者は

おるちゅうわけですよ。

○西田土木技術管理課長 済みません、資格の件についてはちょっと詳しく把握しておりませんが、今後その辺が便宜が図れるかどうか、それはちょっと調査して検討してみたいと思います。

○堤泰宏委員 オペレーターが不足しておるといわけですね。

それから、結局資材が上がりますと、マンションとかある程度大きい規模の建物は最初は契約をしますですね、金額の契約を。そして途中で労務費が上がって資材が上がる。すると、なかなか契約者はそれに応じないというわけですね。ということになりますと、請負の業者が一番に何を考えるかということ、経費の節減ですな。俗にいう手抜きですよ。今現在マンションとか賃貸住宅の大きなのを建てておる請負業者は、約2割手抜きせんと赤字が出るというのが今の民間の話ですよ。これは2割手抜きしたら、これはできるらしいですな、手抜き、特に給排水あたりはかなりできるらしいです。それで、そういうことが恐らく起きると思うんですよ、それはもう物理的そうですから、誰も損してする人は少ないと思うんですよ。2割も、労務費と資材のあれをすると大体2割ぐらいの請負の超過になっておるらしいんですよ。そういうところを、やっぱし何かチェックしておきませんか、姉齒じゃないですけどもね、木村建設だったのですかね、東京でいろいろ問題を起こしたですけども、必ず何か出てくるような気がしますので、これは業者からの私は要請を受けて、ちょっときょうはここで発言をさせていただきます。

それから、労務者が不足していると。こういう話があるんです。立派な建築業者ですよ、私の友人ですけども、ちょっと人手が不足しておったから、大工さんそれから左官さ

んを、少し高齢だったけども、まだ十分技術的には使えると。で、仕事を頼みに行ったら、生活保護を受けておられたというわけです。何人かの大工さんのうちの1人か2人、何人かの左官さんのうちの1人か2人と思うんです。で、もう社長、おらこれが一番ええと。朝早う起きぬでいいし、材料の心配も何もせぬでよかけん、これが一番いいと。社長が頼みにせっかく来なはったばってん、わしゃもう今のままがええと、こういう人がかなりおるんじゃないかと思うんです。統計によると日本全国で230万人ぐらいがそういう身分になっておられるというわけですから、結局、技術屋さんで家も持たない、アパートに住んで、仕事 came ときには、大工、左官さんは給料じゃないですからね、請けですから、そうしてずっと渡ってきて、年金も恐らく余りないです。その人たちは、もういっちょ一番楽なのは生活保護です。それにかかり流れておるということ、その社長が言うんです。それも昔の腕のいい大工さんや左官さんも、それにかかり流れておるというわけですね。

今度は翻ってちょっとお話をします。前、JALというのがありましたね。JAL、飛行機会社。私たちの税金を、あれは8,000億ぐらい投入しましたかね。そして今、東京電力、今、悪戦苦闘しておられます。JALの退職者、これはパイロットクラスになると年金ば50万、70万取っておるそうですもんね。そうすると、奥さんがスチュワーデスだったなら、これは稀有な例と思うんですけども、夫婦で150万の年金ですよ。それから東京電力、課長クラスになると、年金50万確定だそうです。これも共稼ぎなら2人で100万ですよ。今度は執行役員なんかになつとつとですね、年金70万、80万が一般的だそうですよ、東京電力。これは東京電力は日本で一番給料が高い会社ですから、さもありませんかと思うんです。そんなら大工さん、左官さん

は、そげんのを週刊誌で読んで、もう仕事せぬようになるんじゃないかと思うんです。230万人の中に入ったがええですよ。

だから、こういうことは私は、土木部はそっちの福祉関係とは無縁ですけども、こういう労務者が不足とか技術屋が不足というのは、1回調査をされるとおもしろいと思うんです。これは建築会社の社長が私親友ですから、いつも会うんですよ。彼が嘆くですね。あの人がまさかああいう保護を受けておるとは思わなかったと。これ事実ですから、ちょっとお話をしたいと思うんです。これは答えは要らぬが、部長、所感をちょっと。

○坂口建築課長 委員申されましたように、建物のマンションとか住宅におきまして、例えば法に定められました安全基準等を逸脱して手抜きをされているというような話は、我々としてはつかんでおりませんし、実は構造計算偽装問題から発しまして、厳格に設計のチェックそれから現場の報告等を求めておりますし、完了時におきましても現場の管理者、設計監理者からそういった工事中の報告を求めるといことで厳格に対応しているところでございますので、安全性にかかわるような手抜きにつきましては、我々としては今のところはないのじゃないかと思っておりますが、そういう御意見もお聞きいただいているということでございますので、今後そういうことのないようには、今後とも気を引き締めて取り組んでいきたいと思っております。

○堤泰宏委員 ちょっとよかですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○堤泰宏委員 私もそう思いたいですけども、やっぱり背に腹はかえられぬですよ。資材が高騰している、労務費が高騰しているということは、これははっきり認識していた

だかんといかぬですね。そのしわ寄せがゼロなのか、しわ寄せがひよっとしたらありませんかということですね。

以上です。

○坂口建築課長 今度、住宅の今着工数がふえておりますが、御存じのとおり消費税増税前の駆け込みの着工なりがあつて、今そういう状況になっている資材が高騰とか職人が不足ということも聞いてはおりますが、その中でそういうような、いわゆるおっしゃいましたような手抜き関係がありまして、法に触れるような工事がなされることはないように、我々もしっかり努めていかなければならないと思っております。

○内野幸喜委員長 さっきの堤委員が言われたときの、その資格の取得ですね、前、経済対策があつたときに、これ2009年だつたと思うんですけども、健福なんかはヘルパーの資格取得とかで結構そういうのがあつたんですよ、経済対策で。やっぱり、そういった土木についても、もしそれが——この間の意見交換でも多分、池田先生が言われたんですかね。そういったこともやっぱり、これから仮に経済対策とか出たときに、国からの、そういった部分も考えてもいいんじゃないかなと思いますので、今後検討していただければと思います。

ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 1点だけ。済みません。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 ちょっと確認だけです。これは部長の挨拶の中にありました、2月1日から労働市場の実勢単価を適正・迅速に反映させるため、公共工事の設計労務単価を前倒しで7.1%の引き上げを行ったところという

中で、実施中の工事についても一定要件を満たすものはインフレライド制度を適用し、この労務単価の引き上げを反映させることにいたしましたとありますが、この一定の要件を満たしたものであるというのはどういうことになるんですかね。

○西田土木技術管理課長 お答えの前に、まずちょっとインフレライド制度そのものを若干先に説明させていただきたいと思ひます。

インフレライド制度というのは、請負契約約款の25条の第6項に規定しておられて、実施中の工事におきまして賃金水準等の変動に伴って請負代金額が著しく不適當になつたときに、受注者が請負代金額の変更を請求できる制度ということでございます。

今までは、資材のみを対象とする単品スライド制度だけしかなかつたんですけども、このインフレライドを適用しますと、労務費や諸経費等も対象になりますので、今回の設計労務単価の引き上げを反映させることができます。

ただ、この適用に当たりましては国レベルの発動が要件になっておりますので、今までは適用した事例はありませんでした。今回の労務単価の引き上げに合わせて、初めて適用することにしております。

それから一定の要件ということですが、2点ありまして、1つは残工事の工期が受注者からスライド関係の請求をしていただきますが、請求があつた日から残工事の工期が2カ月以上ある工事が対象となります。

それからもう1点は、残工事の対象といたしまして労務単価の変動比が1%を超える額が変更の対象となります。ですから、例えば残工事が1,000万だつたとする。それで単価をはじき直したときに50万上がったとします。そうすると1%分は業者さんが負担していただいて、それを超える分40万については

設計変更で対処するという形になりますので、このいわゆる上昇額が1%までいかないものについては、対象外という形になります。

以上です。

○池田和貴委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

前回の委員会で各団体から意見交換した中で、やはりこの設計の労務単価の話が大分出てきたと思うんですね。今言った話は、団体への説明とかそういったものは考えられていらっしゃるでしょうか。

○西田土木技術管理課長 インプレスライド制度に該当する事業、可能性のある事業については、今週の火曜日18日に全ての人に集まっていたいで、説明会を開催いたしました。

○池田和貴委員 開催した。

○西田土木技術管理課長 はい。開催して、説明しております。

○池田和貴委員 わかりました。

1回説明していただいたのでわかると思いますが、またいろんなそういう話を聞いた上で、そのほかの団体からもそういった要請があったときには的確に対応してあげていただきたいと思います。これは要望でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。（「その他で」と呼ぶ者あり）まず議案の採決にいきますので、よろしいですか。その他は後でまた。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号から第7号まで、第12号、第21号、第22号及び第34号から第39号ま

でについて一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 1号は挙手採決で。

○内野幸喜委員長 1号ですね。

それでは一括採決反対の表明がありました議案第1号について、挙手により採決いたします。

議案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決することにいたしました。

次に、残りの議案第5号外11件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号外11件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今回の定例会においては3月に後議分の委員会がありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いいたします。

○佐藤雅司委員 急を要しますので。

2～3日前の大雪、ダブルで阿蘇地方を襲いまして、私が小さいころから記憶しておる限りでは、あんな大雪は初めてじゃないかなというぐらいの大雪でした。雪はさらさらなんですけど、最初の雪からその次の雪、下が固まっておりまして、もうダブルでものすごい重い雪になっておりました。

そこで、かなりの被害が出ておるということで、阿蘇の振興局管内で、特に農業被害が

よく出ておりました、最初116棟のハウスあたりが倒壊した、あるいは畜舎が倒壊したということ聞いておりますが、その後200を超えてさらに300近くになるのではないかなということで、阿蘇の振興局あるいは県の園芸課、課長みずから来て現場を視察をしているところ、まだまだ実は雪深くて入れないというところも実はあるようでございます。

そういった中で、御案内のとおり県管理の3桁の国道、57号以外とかですね、それから県道等についても、今まで建設産業の皆さん方との連携をずっととっておりましたので、あるいは塩まきそれから除雪等々について本当に頑張ってくれました。私のところにも相当電話もありまして、土木事務所に電話をかけたけども、あるいは土木事務所に対して非常に丁寧な対応をしていただいたと、こういう褒めの電話もあったようでございまして、そういったところは県としてはまああのところであったかなということですが、御承知のとおりこんなに建設産業が縮み縮んで疲弊している中で本当に頑張ってきてくれておるところもありますが、もうへとへとになって、また降ったからまた行かなんのですかということで、最初行ったところをもう一回やり直さないかぬという状況下にあるというふうに思っております。

きのうも、ある建設業が、県議一緒にちょっと行ってくれんですかと。とにかく雪深くて、これまでの重機を持って行って同じ時間でやったところはまた別に、相当の手間隙がかかっておるということであります。

そこで、こういう突発的な、これからも天変地異、天候不順、いろんな気象の変化が大きくある中で、そういった突発的なものに対する県のその対応というものも、これまでどおりではいかぬのじゃないかなという感じがいたしております。

そうしたものについて、もちろん先ほどか

ら話が出ておりますように、いろいろな阿蘇地域だけじゃなくて応援も支援もしてもらいたいと思うんですが、やっぱりそうした連携をさらにさらに深めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

市町村道その他はもっと悲惨でございまして、国・県道が開いてないからということで入れないといったところもあるし、あるいは堤先生のお地元の高森町のように、町長さんが既にサポーターを形成しておられて、農家のいろんなトラクターあたりをお年寄りが一人で住んでおられるところ、あるいは毎日病院に行かないかぬ、買い物に行かなんところがもう出入りもできないというようなところを助けに行ってこられたということで感謝されておるようですが、やっぱりそうしたいろんな突発的なこの大雪あたりの対策についても、まあざっと言うならば、このくらいの重機じゃだめだ、もっとでかいやつを雪国のやつを何かどこかに配置しておくとか、阿蘇地方は特殊な地域でございまして、そうしたものの配置だとかいろんな方法で、ソフト対策も含めて考えていく必要があるのではないかなと、こう考えましたので、何か部長、そのお気持ちがあるならばちょっと答弁をいただきたいと思っております。

○船原土木部長 雪対策に限らず危機管理ということで、どのレベルまで常日ごろから備えを持つかというのは、非常に重要なことであらうと思っております。当然、レベルを上げていけばそれなりに初期投資それから、それをずっと毎年維持管理をしなければいけないということで、ランニングコストもかかってくる、そういう経済性と地域の、いざ危機に見舞われたときにそのときの受ける被害、それらを総合的に判断して、やはりどのレベルまでやるかというのは考えないかぬだろうと思っております。

ですから、今回の雪に対しては振興局頑張

って、国県道の管理をしっかりやっただとお褒めをいただきましたので、ありがたいと思っております。

それで、やはり1カ所、1カ所といいますか、例えば県が管理をしている中でのそのオーバーを、オーバースペックじゃなくて、それ以上の何か被害が起きたときに、被害といいますか雪が例えば降ったときにどうするかというのは、先般、埼玉県でありましたけども、自衛隊の出動をちゅうちょしたというか、やはり地域の実情が本当に差し迫ったものであれば、例えばほかの人の力をかりる、そういうのも必要になってくるかと思っております。

ですから、今回の雪もそうですけども、やはりこういう事象に対してしっかり検証をやって、24年の大災害もそうですけども、やはりどういう状況があってどういう課題があってというのをしっかり検証をやって把握をして、それで対策を考えるということが大事ななというふうに思っております。

以上です。

○佐藤雅司委員 その検証もしっかりやっていただきたいと思うんですが、やがて阿蘇地域は山の地帯で1,300ミリというでかい雨が降るところでありますので、雨の対策も全く一緒だと思うんですね、そういった危機管理、それから日ごろから、ある意味想定内で頑張っていく必要があるんじゃないかなと。検証の中に、やっぱり市町村でもそうありますが、こういうときこそが私は一番勉強ができるんじゃないかなというふうに思っております。この間の建設産業との話じゃありませんけども、いきなり公務員試験に通りましたから、県庁職員に通りましたからといって、あしたから仕事ができるという話は私はないと思うんですね。やっぱりこういうときこそが勉強ができる、いろんな事象、事案に当たれば、それなりにはレベルは高くなると

いうふうに思っておりますので、そういう意味でも市町村あたりにもそうした積極的な勉強の機会というか、そういう事例を参考にしながら自分が高まっていくということが必要だろうというふうに思っておりますので、ぜひそのことも申し上げていきたいと思っております。ぜひ、その対策も、恐らくいろんな交付税等々それから塩まきの必要経費は、これから予算等々もずれ込むだろうというふうに思いますけども、積極的な御支援をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第9回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長